

中東知的財産ニュースレター Vol. 6 (2016年6月)

<p>アフガニスタン</p>	<p>商標登録申請の多区分出願から単区分出願への移行</p> <p>現地からの報告によると、アフガニスタン商標局による新規則の導入に伴い、商標登録出願制度が、多区分一出願から一区分一出願に移行したとのことです。この変更による登録済みの商標、審査中の登録出願への影響はありません。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE は KIPO と覚書を締結</p> <p>韓国特許庁 (KIPO) の特許権・意匠権のオンライン出願管理システム (申請、審査、登録、料金の支払を全てオンライン化) の UAE での導入を目的に、KIPO と UAE 経済省との間で覚書が締結されました。これにより 450 万米ドルが KIPO に支払われます。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>UAE はヨルダンと覚書を締結</p> <p>アラブ首長国連邦 (UAE) は、技術革新の推進と協力を目的に、ヨルダンと覚書 (MoU) を締結しました。両国は、この3年間の契約により、政府機関、事業開発団体、民間企業による共同開発事業の促進、政府による資金提供、市場調査の支援、UAE・ヨルダン間での知財情報の交換を推進することを目指しています。</p>
<p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p>	<p>ネット販売における消費者保護の向上を目指し、DED とオンライン業者とが協力</p> <p>現地新聞報道によると、ドバイ経済開発局 (DED) は、国内でのオンライン媒体を利用した詐欺および模倣品販売の防止を目的に、電子商取引に注力するとのことです。</p> <p>この姿勢は、DED の商業コンプライアンスおよび消費者保護セクター (CCCP) が、オンライン消費者保護のさらなる向上を目指し、Souq.com と契約 (MOU) を結んだことから窺えます。</p> <p>この協力体制により、多くのオンライン取引が抱える問題に取り組む革新的な対策を導入し、UAE におけるオンライン取引への消費者か</p>

	らの信頼の向上を図ることを目指しています。
アラブ首長国連邦 (UAE)	<p>DED による美容商品および携帯電話の差押え</p> <p>現地新聞報道によると、アブダビ DED は 10,200 点の模倣化粧品を押収したとのこと。また、ドバイでは、AED1000 万 (3 億円) 相当の 47,000 台の模倣携帯電話、9,900 個の充電器と電池、110,000 個の携帯電話カバーが押収されました。これらの差押えは、商標権者から寄せられた苦情と、商標保護、商業詐欺の取締り、消費者保護、不正製品の使用による健康被害の防止を目指す DED の熱心な取り組みの成果です。</p>
イラク	<p>イラクでの新たな商標登録出願手続き</p> <p>イラク商標局は、商標登録出願手続きに関する新規則を発令し、主に提出書類の規定を変更しました。この新規則は 2016 年 3 月 3 日から施行されています。</p> <p>主な変更は以下の通りです：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商標登録出願、商標の譲渡書類登録、社名変更、住所変更、合併の届け出には、証拠書類原本の提出が求められます。 ・出願日から 6 か月間は、委任状の提出のための猶予期間とされます。 ・アラビア語以外の商標の音訳は必要なくなりました。ただし、既に出願済みの申請には適用されないため、審査中の商標には音訳が必要です。また、既に登録済みの商標の更新には、今後も更新証明書に音訳が記載されます。 ・所定手数料の支払後、(商標登録出願を多区分出願した場合でも) 各区分の各商標の審査願いの提出が求められます。審査結果は、審査料の支払後 10 日以内に通知されます。 ・副分類での登録が拒絶された場合は、登録官が正式に通知します。 <p>また、イラク商標局が出願前に調査を行うことを義務づける新規定が 5 か月前から施行されていることを現地特派員が確認しています。</p>
イラク	<p>第 5 類の商標登録出願のための新条件</p> <p>イラク商標局は、第 5 類の商標登録申請に関し新たな条件を定めました。医薬品、獣医用品、医療用品、衛生用品等の商標登録申請者は</p>

	<p>(審査中の場合も含め)、以下の情報を提出する必要があります：</p> <p>a) 非独占的である国際的な名前 b) 製造者名 c) 流通業者名 d) 製剤／剤形</p> <p>これらの情報は保健省が審査し、出願人が必要情報を提出しなかった場合、出願は拒絶される可能性があります。 第5類に関し特定の条件を定めているのは、イラク以外ではシリアだけです。</p>
エジプト	<p>模倣品を厳しく取り締まる新法の導入</p> <p>エジプトの貿易産業省は、省令（2016年第43号）を発令しました。これにより、特定の製品をエジプトへ輸入するためには、輸出入管理総局（GOEIC）への事前登録が必要となりました。</p> <p>同法は、模倣品の取締り、並行輸入に伴う問題への対策、国内で販売される製品の原産地および品質の安全性確保を目的に導入されました。</p> <p>省令は、エジプトでの販売目的に輸入される製品について以下のことを義務づけています：</p> <p>a) GOEICに登録され、エジプトに商標を付して輸入される商品を製造するライセンスを有する工場で製造された製品であること。または、 b) GOEICに登録され、エジプトで販売される商品の商標権を有する企業によって輸入された製品であること。または、 c) 外国の製造者／ブランド・オーナーが商標権を有する場合、商標を付した商品の供給許可を得た流通業者を製造者／ブランド・オーナーが認定すること。</p> <p>同法は、2016年3月16日から施行されています。</p>
オマーン	<p>オマーン ePCT システムの導入</p> <p>オマーンは、国際特許出願のオンラインプラットフォーム“electronic Patent Cooperation Treaty”（ePCT）を導入しました。</p>

	<p>ePCT は、申請者の特許出願手続きを簡易化することを目的としています。これまで、特許登録を希望する個人や企業は、特許保護を必要とする国において現地で出願する必要がありました。ePCT システムでは一つの出願で、148 カ国において発明の保護を求めることが可能です。</p>
オマーン	<p>エジプト特許庁による特許出願審査</p> <p>オマーン特許庁は、2011 年～2012 年に出願された全ての特許出願の審査をエジプト特許庁が行うことを明らかにしました。</p> <p>2011 年～2012 年に特許出願した出願人は、公式の審査請求とともに審査料 OMR 300 (約 8 万円)を支払う必要があります。</p> <p>オマーン特許庁は、この提出期限を 2016 年 7 月 10 日と設定しています。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント:</i> オマーンとエジプトは、2014 年に特許審査協力に関する MoU を締結しています。この MoU には、オマーン特許庁への特許出願の審査をエジプト特許庁が代行する、エジプト特許庁がオマーン特許庁に特許審査研修を行う等の協力が含まれています。今回のエジプト特許庁によるオマーン特許出願の審査も、この MoU に基づく協力の一環と考えられます。</p>
カタール	<p>特許苦情委員会の発足</p> <p>特許出願に対するカタール特許庁の決定に対する苦情処理を担う委員会がカタールに設置される予定です。同委員会は、経済商業省の特許庁が管轄します。</p> <p>同委員会は特許登録に関する手続きの審査も行います。</p>
カタール	<p>WIPO と MEC によるニスおよびウィーン国際分類のワークショップ</p> <p>経済商業省 (MEC) と世界知的所有権機関 (WIPO) との共同で、ニス分類 (NCL) およびウィーン分類 (VCL) に関するワークショップが開催されたとの現地新聞報道がありました。</p> <p>このワークショップは、商標登録に役立つ基準となる国際分類に関し理解を深めることを目的としたものです。</p>

クウェート	<p>新著作権法案</p> <p>クウェートは、著作権侵害に関し特に嚴重な監視を必要とする特別指定地域として米国の“優先監視国リスト”に含められ、世界貿易機構（WTO）が制裁措置を下すことのできる法域の一つとされています。</p> <p>この理由の一つとして、これら法域では国際基準に合致する著作権法が定められていないという事実が挙げられます。</p> <p>クウェート国民議会は先頃、著作権および関係する権利に関する法案を承認しました。しかし、まだ法案の内容は公式に発表されていません。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> クウェートにおける著作権法の改正は、この十数年間の懸案事項となっていました。現状の著作権法では、例えば、著作権侵害の罰金が約 20 万円以下と低額であるなどの問題がありました。今後、新法案は首長に回付され、首長が承認すれば成立し公布されます。</p>
クウェート	<p>クウェート 2013 年特許法の施行</p> <p>クウェート貿易省は 2016 年第 115 号法令を承認し、2013 年第 71 号法令（特許法）が 2016 年 4 月 4 日に施行されました。</p> <p>同省は、これら法律は GCC 特許法および規則に沿って解釈されなければならないとしています。</p> <p>クウェート特許局は、新たな特許出願を受け付けていません。クウェートにて特許権の保護を必要とする場合、GCC 特許庁への申請が必要となります。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 最新の情報によると、今月、クウェートは PCT の加入書を WIPO に寄託し、PCT の 149 番目の加盟国となりました。クウェートの特許制度・運用はここ数ヶ月で大きく変化しています。PCT 発効後の運用についても、情報が入り次第、本ニュースレター等でお知らせします。</p>
サウジアラビア	<p>特許および意匠に関する施行規則改正</p> <p>サウジアラビアの特許協力条約（PCT）加盟後、サウジアラビア特許庁は「特許、半導体集積回路配置図、植物種、工業意匠に関する法律」の施行規則を改正しました。</p>

	<p>施行規則の改正には、出願日および出願料の変更も含まれます。</p>
<p>サウジアラビア</p>	<p>商標登録の更新料値上げ</p> <p>サウジアラビアでの商標登録の更新は、現在、オンライン申請に限り可能となっています。このオンライン申請制度の導入に伴い、更新料が SR 300 (USD 80) から 3,000 (USD 800) へと大幅に引き上げられました。</p> <p>これらの変更により、商標総局の未処理業務が軽減されることが見込まれています。</p> <p>また、オンラインでの登録情報に関する申請が可能となるという報告もいくつか寄せられていますが、確認は取れていません。やはり、このオンライン申請の導入には、商標権の譲渡、ライセンス、合併等の登録に関する手数料の値上げが伴うことが見込まれます。社名変更、住所変更の登録料に変更はないでしょう。</p>
<p>バーレーン</p>	<p>バーレーン商標審査手数料の値上げ</p> <p>バーレーン産業商業観光省は 2016 年 5 月 29 日付で、商標登録の審査手数料等を大幅に引き上げました。これは、GCC 商標法の施行規則の適用に伴う値上げです。</p> <p>商標登録出願料は、USD80 から USD265、登録料は USD160 から USD1,325、更新料は USD160 から USD1,460 にそれぞれ引き上げられました。また、異議申立ての申請料も USD55 から USD530 に上がっています。</p> <p>また、バーレーン商標局は官報のオンライン版を導入し、毎月の発行を予定しており、現在よりも頻繁に発行されることとなります。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> クウェートに続き、バーレーンにおいても GCC 商標法が発効しました。GCC 商標法に関して、カタールでは、GCC 貿易委員会での施行規則の承認（昨年末）から 6 ヶ月後に自動的に同施行規則を採択するとされていることから、今月中に発効する見込みです。他方で、UAE、サウジアラビア、オマーンでは、GCC 商標法が発効のために法改正等が必要になるため、発効までに時間を要すると考えられます。</p>

モロッコ	商標登録の更新料値上げ 2016年3月1日付で、モロッコ商標局は、更新料をUSD130からUSD143に引き上げました。
------	--

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 6 (2016年6月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年6月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。